

7川人委調第1101号

令和8年2月18日

川崎市議会

議長 原 典 之 様

川崎市人事委員会

委員長 加 藤 浩 輝

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和8年2月12日付け7川議議第1150号により依頼のありましたこと  
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

この条例案は、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を受け  
るべき者の所在が判明しない場合における通知について、当該処分の内容を川  
崎市公報へ登載することをもって当該通知に代えることができることとするこ  
と等をするものであり、異議はありません。